

地域未来投資促進税制

- 地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大50%） 又は 税額控除（最大6%） を受けることができます。
- 措置を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認の上、国（主務大臣）による課税特例の確認に加えて、租税特別措置法等の規定に適合する必要があります。 建物・機械等を貸付けの用に供する場合や中古の建物・機械等の取得は、対象とはなりません。

【適用期限：令和9年度末まで】

税制適用の主な注意点（詳細は「[税制支援](#)」ページおよび[国税庁HP](#)）

1. 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の対象となる金額は80億円が限度となる。
2. 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となる。
3. 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とならない。
4. 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象とならない。

		機械装置・器具備品		建物・附属設備・構築物	
		特別償却	税額控除	特別償却	税額控除
上乗せ 類型B	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業競争力強化法に定める特定中堅企業であって、経営力の確認を受けていること ○ パートナーシップ構築宣言の登録を受けていること ○ 設備投資額が10億円以上 ○ 上乗せ類型A①②の要件を両方満たし、労働生産性の伸び率と投資収益率が5%以上 	50%	6%		
上乗せ 類型A ①②③	<ul style="list-style-type: none"> ① 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ② 直近2事業年度の平均付加価値額が50億円以上で、3億円以上の付加価値額を創出すること ③ 【地域経済の成長と発展に資する業種】に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること 上記①～③のいずれかを満たし、労働生産性の伸び率&投資収益率が5%以上であって、1億円以上の付加価値額を創出すること（※） （ただし、未来法上の中小企業者は労働生産性の伸び率は4%以上とする）	50%	5%	20%	2%
通常類型	（地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業について） <ul style="list-style-type: none"> ○ 設備投資額が1億円以上であって、総額が前年度減価償却費の25%以上であること（※） ○ 事業に先進性があること（労働生産性の伸び率4%以上、または、投資収益率5%以上） 等 	35%	4%		

・被災自治体向けの「災害特例」については、先進性に係る要件が緩和されております。[こちらのリンク](#)をご参照ください（経産省HP）。

・上乗せ類型A③は、地域経済牽引事業の計画承認日が令和7年4月1日以降である必要があります。

（※）事業計画の承認日が令和7年3月31日以前である場合、経過措置として、上乗せ類型Aで求められる「1億円以上の付加価値額を創出すること」に関する要件は不要となります（A②除く）。また、通常類型においても「設備投資額が2,000万円以上であって、総額が前年度減価償却費の20%以上であること」となります。 7